

第120条第1項	省令	すべての保険者に係る加入者の見込総数の算定方法	示) 支援金算定省令
同項	省令	当該保険者に係る加入者の見込数の算定方法	支援金算定省令 [老健拠出金算定省令第8,17,18条]
第122条	省令	後期高齢者支援金に係る支払基金の事務処理費用の見込方法	支援金算定省令
同条	省令	後期高齢者支援金に係る事務費拠出金の算定方法	支援金算定省令 [老健拠出金算定省令第16,17,18条]
第123条第1項	省令	後期高齢者支援金に関する広域連合から支払基金への通知方法 ◇翌々月の15日までに通知する	施行規則 [老健則第60条第1項]
同項	省令	後期高齢者支援金に関する広域連合から支払基金への通知事項(各年度における保険納付対象額以外の事項)	同上 [老健則第60条第1項]
第124条	政令	後期高齢者支援金等について準用された前期高齢者納付金等に係る規定に基づく政省令委任事項 ◇保険者の合併分割の際の後期高齢者支援金等の算定の特例 ◇保険者が後期高齢者支援金等を納付しない場合の支払基金による厚生労働大臣又は都道府県知事に対する支援金等の徴収の請求手続	施行令 [老健令第21条] [老健令第22条]
	告示	◇厚生労働大臣の指定する保険者に係る当該請求は厚生労働大臣に対して行う	新規告示 [老人保健法施行令第22条ただし書に規定する厚生労働大臣の指定する保険者(告示)] 施行規則
	省令	◇保険者による後期高齢者支援金等の納付猶予の申請手続	[老健則第59条]
第166条	省令	この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則	

		◇歳入及び歳出の費目	施行規則 [国保則第16条、介護則第1条]
附則第14条 第1項	告示	被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準 ◇施行日から6年間の範囲内で広域連合の条例で定める期間、施行日前の一定期間の当該市町村の1人当たり老人医療費が広域連合内の平均老人医療費に対して一定割合以上低く乖離している区域(市町村単位) ※乖離割合については、20%以上とする方向で検討中	新規告示
同項	政令	公費負担の対象となる不均一の保険料賦課の場合の保険料率の算定基準 ※広域連合均一保険料との差が、平成20年度及び21年度は3/6以内となるよう設定し、特定期間(2年)ごとに、この差が3/6以内→2/6以内→1/6以内となるように設定し、6年後には完全に広域連合均一保険料が達成できるようにする方向で検討中	施行令附則
同条第2項	政令	不均一の保険料賦課の場合の保険料減少分に係る特別会計への繰入額の算定方法 ◇繰入額は、減額することとなる額とする。	施行令附則
同項	政令	不均一の保険料賦課の場合の保険料減少分に係る特別会計への繰入方法 ◇繰り入れは、当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる。	施行令附則
同条第3項	政令	繰入金に対する国庫の負担方法 ◇負担は、繰り入れが行われた年度において行う。	施行令附則
同条第4項	政令	繰入金に対する都道府県の負担方法 ◇負担は、繰り入れが行われた年度において行う。	施行令附則

(別紙)保険料の特別徴収関係

法律の条項	政省令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第107条第1項	政令	保険料の特別徴収の対象外となる被保険者 ◇年金受給額が年額18万円未満の者 ◇後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える者	施行令 [介護令第41条]
同条第2項	政令	保険料の特別徴収の対象となる年金たる給付 ◇国民年金法による老齢基礎年金、昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金等	施行令 [介護令第40条第1項]
同項	政令	保険料の特別徴収の対象となる年金たる給付に類する給付 ◇昭和60年国民年金法等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金等	施行令 [介護令第40条第2項]
第110条	政令	保険料の特別徴収について、介護保険法の規定を準用する際の技術的読替	施行令
第110条により準用する介護保険法第134条第1項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日 ◇当該年度の初日の属する年の5月31日	施行規則 [介護則第144条]
同項	省令	年金保険者から市町村に対する年金受給者に係る通知事項(氏名、住所以外) ◇性別、生年月日、老齢退職年金給付の種類、支払を行う年金保険者の名称	施行規則 [介護則第145条第1項]
第110条により準用する介護保険法第134条第1項第1号	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限 ◇年額18万円	施行令 [介護令第41条]
第110条により準用する介護保険	省令	特別徴収の通知対象とならない特別の事情 ◇老齢退職年金給付を受ける権利を法律の規定により担保に供していること等の事由	施行規則 [介護則第146条]

法第134条 第1項第2号		により年金受給額が年額18万円未満となる見込みであること	
第110条により準用する介護保険法134条第2項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(4月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(4月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限(4月2日以降支給)	施行令
同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(4月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第3項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(6月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(6月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限(6月2日以降支給)	施行令
同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(6月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第4項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(8月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(8月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限(8月2日以降支給)	施行令

同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(8月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第5項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(10月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(10月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限(10月2日以降支給)	施行令
同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(10月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第6項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(12月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(12月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限(12月2日以降支給)	施行令
同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(12月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第7項	政令	年金保険者(社会保険庁長官)が国保連合会及び指定法人を經由して市町村に通知を行う場合の手続	施行令
第110条により準用する介護保険法第134条第9項	政令	年金保険者(社会保険庁長官及び地方公務員共済組合を除く。)が社会保険庁長官を經由して市町村に通知を行う場合の手続	施行令

第110条により準用する介護保険法第134条第10項	政令	地方公務員共済組合が国保連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を經由して市町村に通知を行う場合の手續	施行令
第110条により準用する介護保険法第135条第1項	政令	年金保険者から通知のあった被保険者のうち特別徴収の対象とならないものを定める。 ◇後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える者	施行令
同項	省令	特別徴収の対象を保険料の一部とする場合 ◇当該年度に特別徴収対象被保険者について仮徴収が行われていないとき等	施行規則 [介護則第147条]
第110条により準用する介護保険法第135条第3項	省令	年度途中に年金受給を開始した者の特別徴収手續等	施行規則
第110条により準用する介護保険法第135条第4項	省令	年度途中に年金受給を開始した者の特別徴収見込額の算定方法等	施行規則
第110条により準用する介護保険法第135条第6項	政令	特別徴収の対象となる年金給付が二以上ある場合の保険料の徴収方法 ◇昭和60年国民年金等改正法による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金、同改正法による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金、同改正法による改正前の船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金、……の順序に従い、先順位の老齢退職年金給付について保険料を徴収	施行令 [介護令第42条]
第110条により準用する介護保険法第136条第1項	省令	特別徴収に関する市町村から特別徴収義務者(年金保険者)及び特別徴収対象被保険者への通知事項 ◇特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称	施行規則 [介護則第148条]

第110条により準用する介護保険法第136条第2項	省令	支払回数割保険料額の算定方法等 ◇百円未満の端数処理の方法(当該年度の10月1日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算)	施行規則 [介護則第149条]
第110条により準用する介護保険法第136条第4項	政令	市町村が国保連合会及び指定法人を經由して特別徴収義務者(社会保険庁長官)に対して行う通知の手続	施行令
第110条により準用する介護保険法第136条第5項	政令	市町村が国保連合会、指定法人及び社会保険庁長官を經由して特別徴収義務者(特定年金保険者)に対して行う通知の手続	施行令
第110条により準用する介護保険法第136条第6項	政令	市町村が国保連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を經由して特別徴収義務者(地方公務員共済組合)に対して行う通知の手続	施行令
第110条により準用する介護保険法第137条第1項	省令	特別徴収した保険料の特別徴収義務者から市町村への納入手続等 ◇市町村があらかじめ指定して当該特別徴収義務者に通知した銀行その他の金融機関に払い込む	施行規則 [介護則第150条]
第110条により準用する介護保険法第137条第4項	省令	特別徴収義務者が特別徴収の義務を免除される場合 ◇特別徴収対象年金給付の支給停止等により当該年金給付の支払額が当該支払に係る支払回数割保険料額未満となった場合	施行規則 [介護則第151条]
第110条により準用する介護保険法第137条第5項	省令	特別徴収義務を免除される場合の市町村への通知方法 ◇できる限り速やかに行うこと	施行規則 [介護則第152条第1項]
同項	省令	特別徴収義務を免除される場合の市町村への通知事項に係る者	施行規則

		◇特別徴収対象年金給付の支給停止等により当該年金給付の支払額が当該支払に係る支払回数保険料額未満となった場合に係る特別徴収対象被保険者	[介護則第152条第2項]
第110条により準用する介護保険法第137条第7項	省令	特別徴収した支払回数割保険料額の被保険者への通知方法 ◇当該年度の10月1日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行う	施行規則 [介護則第153条]
第110条により準用する介護保険法第138条第1項	省令	支払回数割保険料額を特別徴収義務者に通知した後に市町村から特別徴収義務者等に対して通知を行う場合(被保険者資格喪失以外の場合) ◇当該年度分の保険料額が通知が行われた後の当該年中に減額されたとき等	施行規則 [介護則第154条]
同項	省令	支払回数割保険料額を特別徴収義務者に通知した後に市町村から特別徴収義務者等に対して通知を行う場合の通知事項 ◇当該通知に係る特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収を行わないこととする旨及びその理由、特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称	施行規則 [介護則第155条]
第110条により準用する介護保険法第138条第2項	政令	特別徴収義務者に対する通知に係る規定を準用する際の技術的読替	施行令 [介護令第43条]
第110条により準用する介護保険法第139条第2項	省令	被保険者の死亡により生じた過誤納に係る保険料額から控除すべき額の算定方法 ◇死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額がある場合には、当該額を控除する。	施行規則 [介護則第156条]
第110条により準用する介護保険法第139条	省令	過誤納の保険料と未納に係る保険料その他の徴収金との相殺方法 ◇市町村は当該過誤納に係る被保険者に対して、当該相殺を行う旨、未納保険料等の	施行規則 [介護則第157条]

第3項		額及び相殺後の過誤納額等をあらかじめ通知	
第110条により準用する介護保険法第140条第1項	省令	仮徴収の手続等(前年10月1日以降支給) ◇仮徴収する支払回数割保険料額は前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料額とする ◇市町村の特別徴収の通知、支払回数割保険料額の納入方法等に係る規定の仮徴収への準用	施行規則 [第158条第1項] [第158条第4項]
第110条により準用する介護保険法第140条第2項	省令	仮徴収の手続等(6月1日以降支給) ◇8月1日から9月30日までの間に、当該支払回数割保険料額での徴収が適当でないと認める特別の事情があるときは、6月30日までに特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に対して通知した上で、当該額の範囲内で市町村が定める額を徴収することができる	施行規則 [第158条第2,3項]
第110条により準用する介護保険法第140条第3項	政令	仮徴収に係る規定を準用する際の技術的読替	施行令 [介護令第44条]
第110条により準用する介護保険法第141第2項	政令	特別徴収義務者に対する通知に係る規定を準用する際の技術的読替	施行令 [介護令第45条]
第110条により準用する介護保険法第141条の2	政令	年度途中に年金受給を開始した者に係る特別徴収額の通知等の取扱い	施行令
第115条第2項	政令	特別徴収に関して必要な事項	施行令
同項	政令	条例で定める特別徴収に関して必要な事項に係る基準	施行令

<保健事業>

法律の条項	政令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第125条第3項	告示	後期高齢者医療広域連合が行う健康の保持増進のために必要な事業の適切かつ有効な実施を図るための指針	新規告示 [国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針、医療等以外の保健事業の実施基準]

<診療報酬審査委員会、審査請求、支払基金、国保連その他>

法律の条項	政令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第127条により準用する国民健康保険法第90条	省令	診療報酬審査委員会に関して必要な事項 ◇委員の任期 ◇会長 ◇招集 ◇定足数 ◇再審査部会(再度の考案を求められた事件に係る審査を行う) ◇幹事及び書記	施行規則 [国保則第37条] [国保則第38条] [国保則第39条] [国保則第40条] [国保則第41条] [国保則第42条]
第130条	政令	後期高齢者医療審査会について準用された国保法の規定を準用する際の技術的読替	施行令
第130条により準用する国保法第101条第2項	政令	審査会に出頭した関係人等に対する旅費等の支給 ◇旅費、日当及び宿泊料は地方自治法第207条に基づく条例による実費弁償の例に、報酬は条例の定めによる。	施行令 [国保令第38条]
第130条により準用する国保法第102条	政令	審査請求に関して必要な事項 ◇審査請求書の記載事項 ◇審査請求の移送に係る審査請求人への通知方法 ◇審査請求書を受理した際の原処分者(広域連合)等への通知方法 ◇裁決書の記載事項	施行令 [国保令第30条] [国保令第34条] [国保令第35条] [国保令第37条]
第133条第2項	政令	後期高齢者医療広域連合から都道府県知事に協議しなければならない場合 ◇後期高齢者医療広域連合の条例で定める給付を行おうとする場合等(保険料率の設定・変更)	施行令 [国保令第6条]
第135条第1項	省令	後期高齢者医療広域連合等から都道府県知事への事業状況報告方法 ◇毎月の事業状況を記載した報告書を、翌月20日までに提出	施行規則 [国保則第43条、老健則第58条(老健令第33条より委任)] ※老健令第33条は、大臣への実施状況報告に係る都道府県知事の経由を定める。
同条第2項	省令	市町村から後期高齢者医療広域連合への事	施行規則

		業状況報告方法	
第140条	告示	<p>支払基金の高齢者医療制度関係業務を受託できる者</p> <p>◇各都道府県の国保連</p>	<p>新規告示</p> <p>[老人保健法第65条の規定に基づく社会保険診療報酬支払基金が老人保健関係業務の一部を委託できる団体を定める件]</p>
第141条第2項	省令	<p>支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書の記載事項</p> <p>◇前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の徴収及び交付に関する事項、その他高齢者医療制度関係業務に関し必要な事項</p>	<p>基金業務方法書省令</p> <p>[社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令]</p>
第142条	省令	<p>保険者から支払基金への報告事項</p> <p>◇加入者数、老人加入者数、法定給付費額、特定健康診査等の実施状況</p> <p>◇新たに設立された保険者、合併・分割により成立した保険者の届出、解散した保険者の届出</p>	<p>施行規則</p> <p>[老健則第61条]</p> <p>[老健則第62条]</p>
第145条第2項	省令	<p>支払基金の事業報告書及び決算報告書の記載事項</p>	<p>基金財務会計省令</p> <p>[社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る財務及び会計に関する省令第13～15条]</p>
同条第3項	省令	<p>支払基金の財務諸表等を閲覧に供する期間</p> <p>◇5年間</p>	<p>基金財務会計省令</p> <p>[老人保健関係業務財会省令第18条]</p>
第147条第10項	政令	<p>支払基金が発行する債券に関する必要な事項</p> <p>◇債券の形式、発行方法、申込証、引受け、成立の特例、払込み、債券原簿、利札が欠けている場合、発行認可申請書等</p>	<p>施行令</p> <p>[老健令第23～32条]</p>
第149条第1号	告示	<p>支払基金の余裕金を運用できる有価証券</p>	<p>新規告示</p>
同条第2号	告示	<p>支払基金の余裕金を預金できる金融機関</p> <p>◇信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会</p>	<p>新規告示</p> <p>[老人保健法第74条第2号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する金融機関]</p>

第151条	省令	支払基金の財務及び会計に関する事項 ◇経理原則、勘定区分、予算総則、収支予算、予算の添付書類、予備費、債務負担行為、予算の流用・繰り越し、事業計画・資金計画、収支等の大臣報告、債務に関する計算書、附属明細書、借入金の大員認可、会計規程等	基金財務会計省令 [老人保健関係業務財令省令]
第156条	省令	国保連合会の議決権に関する特別の定め ◇総会又は代議員会の議員のうち、国民健康保険組合を代表する者を除くことができる等	施行規則 [介護則第160条]

(2) 診療報酬関係

【療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正等】
(20年4月1日施行)

<後期高齢者の診療報酬>

法律の条項	政告	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第64条第2 項第3号	告示	評価療養の対象となる高度の医療技術を用いた療養 ◇コンピュータを用いた靱帯の再建術、凍結保存の心臓弁を用いた外科手術等	新規告示 [健保法第六十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養、厚生労働大臣の定める高度先進医療及び施設基準、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準]
同号	告示	評価療養の類型 ◇高度の医療技術を用いた療養、治験、医薬品等の適応外使用等	新規告示
同項第4号	告示	選定療養の類型 ◇差額ベッド、200床以上の大病院の紹介状なし初診、予約診療、前歯部の歯科合金等	新規告示 [老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養]
同条第7項	省令	◇療養の給付等に係る費用の請求手続 ◇診療報酬請求書、診療報酬明細書の様式 ◇磁気テープ等を用いた請求 ◇診療報酬請求書等の提出日	請求省令(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令を改正) [請求省令第1条] [請求省令第2条、様式第1~9] [請求省令第3条] [請求省令第4条]
	告示	◇診療費ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料、処方せんの内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない診療報酬明細書(合計点数が一定以上のもの)	新規告示 [療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書]
第71条第1 項	告示	後期高齢者医療の療養の給付に係る取扱い担当基準	新規告示 [老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(告示)]